

研究論文 (Articles)

現代フランスにおける「生命のない子どもの証明書」¹⁾
——医学および民事身分上の「生存可能性」をめぐって——

山本 由美子

(立命館大学大学院先端総合学術研究科)

L'acte d'enfant sans vie (Certificate of Child without Life) in Modern France :
Consideration on the “Viability” of a Fetus, and its Medical and Civil Status

YAMAMOTO Yumiko

(Graduate School of Core Ethics and Frontier Sciences, Ritsumeikan University)

In France, *L'acte d'enfant sans vie* (the Certificate of Child without Life) issued by the civil status office at a town hall declares the death of a child, but it does not admit a declaration of birth, the civil status and the legal personality of the “child without life” (a miscarried or stillborn fetus). In acknowledgement of the mourning of parents who have delivered a stillborn fetus, not a miscarried fetus, the French administration allows the declaration of a child “without life”. More particularly, until relatively recently, the parents could declare the birth of a fetus if it is alive and considered viable according to the World Health Organization criterions of being more than 500 grams or 22weeks old. In France, these viability criterions had been adopted in the domains of medicine and law, especially in the Civil Code and the Penal Code. However, *Cour de cassation* (the French Supreme Court) decided on 6th February 2008 that these viability criterions should not be referred to when issuing a certificate of child without life. Therefore, any fetus less than 500 grams and 22 weeks old, even embryos, can be regarded as a child without life. This decision has brought much confusion to the issues of the right to abortion and medical waste, and has opened up a debate on the concept of child in modern French society.

Key Words : *L'acte d'enfant sans vie* (certificate of child without life), viability, civil status, legal personality, fetus miscarried

キーワード：生命のない子どもの証明書，生存可能性，民事身分，法人格，流産児

はじめに

1)本研究は、立命館大学グローバルCOEプログラム「生存学」創成拠点における、2008年度生存学若手研究者グローバル活動支援助成金の採択を受けて調査研究した成果の一部である。

フランスにおける「生命のない子どもの証明書 (*l'acte d'enfant sans vie*)」とは、伝統的に、子の出生および民事身分 (*l'état civil*) は認め

ないかわりに、子の死亡を認めるものである。「生命のない子ども (enfant sans vie)」には、母胎外に分離された時点ですでに死んでいた子ども、そして出生の届出前に死んだ子どもが含まれる。こうした子どもは、ともに「死産児」とされている (1806年7月4日の政令: Décret du 4 juillet 1806)²⁾。「死産児」の民事届出において「生命のない子どもの証明書」が作成されるのだが、それは出生証明書や死亡証明書とはまったく異なる機能をもつ。2008年2月6日、フランスの破棄院(最高司法裁判所)民事部は、「生命のない子どもの証明書」の作成の前提となる、「子ども」の「生存可能性 (viabilité)」について、その閾値の採用を廃止する判決³⁾を出した。それまでは、胎児が医学的に母胎外で生きられる状態にまで発達していると想定できる閾値、つまり妊娠22週あるいは児体重500gに達していることが、「生存可能性」があったとする判断基準であった。この判決により、妊娠週数および児体重にかかわらず、どんな「死産児」および流産児にも「生命のない子どもの証明書」が発行されることになった。これによって、親が「子ども」として流産児に名前をつけ、公的に葬儀を執り行うことや「親子」として社会保障を受けられることになった。さらに胚を「生命のない子ども」と見なすことも論理的に可能となった。その結果、フランスの主要な新聞では、この判決について「もう胎児はいない」とか「胚、胎児および子どもの混同」であると解釈され、最終的には胎児へ人格を付与しかねないといった危惧が示された (2008年2

月27日付リベラシオン誌: *Libération*, le 27 Février 2008^{a)}; 2008年2月23日付ル・モンド誌: *Le Monde*, le 23 Février 2008^{b)})。また、法学および医学の領域においても、この判決は「中絶の権利」や胚および胎児が「医療廃棄物」として取り扱われている現状にかんして、コンフリクトをもたらしうるとして問題視されている (Dupon, 2008; Moutel, 2008a, 2008b; Nisand, 2008)。つまり、親とりわけ女性は、すべての中絶胎児や流産児を「死産児」として民事届出をしなければならないのか、あるいは医療者は、すべての中絶胎児や流産児を「遺体」として扱わなければならないのかといった懸念が示されているのである。

本判決と「生命のない子どもの証明書」をめぐる議論は、フランスでも医学と法学の分野で始まったばかりであり、生命倫理的な議論にまで至ってはいない。また日本では、フランスでこうした動きや議論があること自体がほとんど知られていない状況である。なお、日本において、「生存可能性を満たさず生まれた子ども」は医学的にも民事的にも存在することはない。「生存可能性」を満たさず母胎外へ分離された胎児は諸外国同様に流産児であり、親にその出生を望まれていたとしても、医学的には生まれもしなければ死亡もせず一律に「死産児」と扱われる。よって流産児および「死産児」は母胎外へ分離されても「子ども」として民事的に記録されることは一切ない。親たちによって、流産児や「死産児」を個人レベルで「子ども」として記念する動きはあっても、フランスにみるように、公的に「子ども」として承認させたいといった動きは今のところ見られない。そもそも、日本で胚や流産児はもとより「死産児」が「子ども」すなわち〈人〉であるとして倫理的に検討されることは少なく、本論にみるような胚や流産児の民事届出をめぐる議論は日本にはないのが現状である。

2) 「生命のない子どもが民事身分吏に提示されたことを証明するにあたり民事身分吏による証明書の作成方法を含める1806年7月4日の政令」(Décret du 4 juillet 1806 contenant le mode rédaction de l'acte par lequel l'officier de l'état civil constate qu'il lui a été présenté un enfant sans vie)。

3) 「2008年2月6日破棄院判決 第128, 129, 130号」(Arrêts n° 128,129,130 de la Cour de cassation du 6 février 2008)。

フランスにおいて「生命のない子どもの証明書」にかんし、胎児がいつから「子ども(enfant)」となるかの定義はない。一方で、他の欧州諸国にとりわけ遅れて人工妊娠中絶を合法化した、1975年のいわゆるヴェイユ法⁴⁾に則り、医学的には、胚と胎児の境界を妊娠15週に置いている。つまり胚から胎児になるのが15週以降であり、胚の間すなわち14週以前であれば女性の自由な意思に基づく人工妊娠中絶が可能となっている(表1参照)。本来、民事上の「子ども」とは、生きて生まれ出生届の提出にもとづく出生証明書がなければ「子ども」とみなされない。しかし懐胎中の相続や嫡出父子関係の推定をめぐっては、伝統的法諺がさすように「胎児はその利益が問題となる度に出生したものと同じとみなさ

れる」(民法典第725, 906, 961条)となっている。なお刑法をめぐっては、妊婦の交通事故や医療事故において、「生存可能性」を問わず、胎児にかんする殺人や過失致死を認めない判例が重ねられている⁵⁾。胚、胎児および〈人〉にかんするさまざまな「規範」のうち、生命の開始からの保護を訴える立場としてまずローマ・カトリックがある。その1974年の『墮胎に関する教理聖省の宣言』によれば、「人は受精の瞬間からその生命が始まる」とし、「将来人間になるものは、すでに人間である」述べながら、中絶および胚研究を禁止している。たいして、生命への段階的な線引きに応じた保護を訴える見解は、各国および各論者によってさまざまである。たとえば胚を保護の対象とする時期について、

表1 胚・胎児の境界

* 医学的大枠

胚	胎児
~妊娠14週	妊娠15週以降
* WHOによる「生存可能性」基準	
	妊娠22週
	22週以降or児体重500g以上

* 人工妊娠中絶合法期限

IVG	禁止
~妊娠14週	妊娠15週以降
* 医学的人工妊娠中絶	
IMG (無期限)	

* 流早産

早期流産	流産	早産	正期産
~妊娠14週	妊娠15~21週	妊娠22~36週	妊娠37~41週

4) 「人工妊娠中絶に関する1975年1月17日の法律(ヴェイユ法)第75-17号」(Loi veil n°75-17 du janvier 1975 relative à l'interruption volontaire de la grossesse)。その第1章第1条では、「この法律は生命の始まりからすべての人間の尊重を保障する。この原則にたいし、必要があるときおよびこの法律が定める条件によるもの以外は侵害することはできない」としている。

5) 「1999年6月30日、2001年6月29日および2002年6月25日の破棄院判決」(Arrêts de la Cour de cassation du 30 juin 1999, du 29 juin 2001, du 25 juin 2002)。

受精7日目に子宮に移植した瞬間からとするものや、子宮内に着床したときから、あるいは受精7週前後に神経構造が形成されたときからとするものまで幅広くある。また受精後14日以前すなわち原始線条の出現する前の胚については、〈人〉ではなく未分化な細胞の集まりとみなす見解もある。

フランスの先のヴェイユ法は、その第1章第1条において、「この法律は生命の始まりからすべての人間(être humain)の尊重を保障する。この原則にたいし、必要があるときおよびこの法律が定める条件によるもの以外は侵害することはできない」としている。この法律は「生命の始まり」を定義することなしに、「中絶の権利」と人間を尊重するものとしてとらえられている。そして通称国家倫理諮問委員会(CCNE: Comité Consultatif National d'Ethique pour les Sciences de la Vie et de la Santé) は、1984年の見解第1号⁶⁾で、「胚または胎児は、生きているあるいは生きていた潜在的な人(personne humaine potentielle)と認めなければならない」としている。また1994年のいわゆる「生命倫理三法」およびその改正法である2004年の「生命倫理関連法体系」においては、胚の地位にかんしその普遍性を遵守するという政治的判断のもと、生物学的な基準に基づいて胚に明確な定義を与えることを避けている。そして同法は、〈人〉にかんし「人体の尊重」を規定しており、その概略は、人体要素すなわち臓器、組織、細胞、卵子、精子、胚、遺伝子、中絶胎児および死者などへの侵害を禁じ、人体の不可侵と譲渡不能を謳い、一方で、実施可能な生殖補助医療技術を明確にし、また「胚の破壊をしない」という条件付きで胚研究を認めてもいる(櫛島・小門, 2005; 櫛島・光石・栗原,

2005)。

今日、胚や胎児、人(体)の処遇について、医学や法学における「合理的」な取り決めをしてきたはずのフランスにおいて、あらたに親という当事者が正当性をもった勢力として出現し始めている。このことは、胎児の生命をめぐる医学と民事のコンフリクトこそを浮き彫りにし、流産児において「生きている」、「死んでいる」という区分をすること、あるいは胚、胎児および〈人〉という生命への恣意的な線引きをすることの困難さを我々に再び問い直させている。本稿は、本判決の調査判事であったTraperoの報告の分析をもとに、胎児の死を民事上いかに扱うかを取りあげ、現代フランスの「生命のない子ども証明書」をめぐる医学と民事の関係およびその問題点を検討するものである。

1 「生命のない子どもの証明書」と「生存可能性」

民事身分にかんして、ローマ法を継承する現代フランス法によれば、すべての人間(être humain)において、出生は法的能力を取得する条件であり、死は法人格(personnalité juridique)の消滅をもたらすとされている(Guillien et Vincent, 1998)。法人格を与えられる「子ども」とは、生物学的な出生に続く民事的な手続きを経たうえで、生きて生まれたのち生存している子か、生きて生まれたのち死亡した子のみである。このことは現在も変わっていない。民事的な出生が認められていないかぎり民事的な死亡も認められないのである。ところが「生命のない子どもの証明書」は、子の出生は認めずにその死のみを認めるものであり、このことから、民事的に出生したのちの死亡を認める「死亡証明書」とはまったく異なる性質をもつ。

「生命のない子どもの証明書」は、その起源

6) 「先端治療・診断・科学のための胚およびヒト死亡胎児の組織採取にかんする見解」, 1984年5月22日のCCNEの見解第1号, 報告。

を19世紀初頭にまで遡る。当時、子の生死および在胎期間を問わず、流早死産を含むすべての「出産」に届出が義務づけられていた。1806年の政令²⁾は、「生命のない子どもの提示証明書(l'acte de présentation d'un enfant sans vie)」をもって、「生命のない子ども」の死亡登録を行うことを規定した。母胎外に分離された時点ですでに死んでいた子および出生の届出前に死んだ子は「生命のない子ども」とされ、親が子の死体(cadavre d'enfant mort-né)を民事身分吏へ提示することによって、その生命がない(生命がみられない)ことを証明しなければならなかった(Trapero, 2008)。いずれも親による「出生隠滅(la suppression d'enfant)」を避けるためであった。

さて「生存可能性」とは、胎児が母胎外で生きられると想定できる可能性をさす。子の「出生隠滅」をめぐる、1874年の破棄院刑事部による判決⁷⁾が決議した「生存可能性あるときに死んで生まれた子ども」の閾値(seuil)、すなわち生存可能性に該当するときに死んで母胎外

へ分離された子どもの判断基準は、医学上にも民事上にも母の妊娠期間、すなわち妊娠180日以降あるいは6ヶ月以降とされた。当時の医療技術において、これ以降でしか子どもは母胎外で生存できないとみなされたためである。以来、「死産児」における民事身分吏への死体提示の義務は、この「生存可能性」の閾値以降となった。フランスの民事身分において、「生存可能性」が認識されたのはこれが最初である。なお、この証明書は後の1919年、民事身分吏に死体を見せることによって「公の羞恥心(la pudeur publique)を傷つけないため」、現在の「生命のない子どもの証明書」に名称が変更されている(Trapero, 2008)。

国際的には、WHOが⁸⁾、「未熟児」すなわち母胎外で育ちにくい状態で生まれた子どもにかんする蘇生の適応を明確にするため、1977年に「生存可能性」の基準を定義した。WHOによる「生存可能性」は、母側と児側に視点を置き、妊娠22週以降もしくは臍体重500g以上のいずれかを満たす胎児の場合としたものである。以下、

表2 「生命のない子どもの証明書」にかんする年表概略(現代)

1977年	WHOが「生存可能性」の国際基準を定義する。
1993年1月	民法典第79条の1制定。
同年7月	フランス保健省が、「生存可能性」にかんし、WHO基準を準拠するよう医師へ勧告する通達を出す。
2001年11月	法務・内務連帯省は、「死産児」における「生命のない子どもの証明書」の作成にあたり、「生存可能性」についてはWHO基準に従うよう確認する通達を出す。
2004年	「死産児」の民事届にかんし、WHO基準を導入するオールドナンスが出される。
2001～03年	大審裁判所判決(三訴訟)。
2005年5月	控訴院判決。
2008年2月	破棄院判決は、民法典第79条の1における「生命のない子どもの証明書」の作成について「生存可能性」の閾値の適応を廃止した。
同年8月	政府は、「分娩の証明書」が、「生命のない子どもの証明書」の作成に先立って書かれるよう命じる政令を出す。

7) 「2008年8月7日破棄判決」(Arrêt de la chambre criminelle de la Cour de cassation du 7 août 1874).

妊娠180日あるいは6ヶ月を経たのちに死んで生まれた子どもは、たとえ生きていなかったということが証明されていたとしても、民事身分吏へその死体を提示しなければならならず、「出生隠滅」は禁固6日から10ヶ月の刑が課されることになった。

フランスにおける「生命のない子どもの証明書」と「生存可能性」にかんする概略を述べる（表2参照）。

1993年、子の死亡における民事身分をめぐる証明書にかんして、その届出対象を「明確」にすべく、民法典第79条の1⁸⁾が制定された。これは全二項にわたり、子が民事的に出生したのち死亡した場合と、子が民事的に出生せず死亡した場合とにおける証明書の違いを規定している。子が民事的に出生しない場合とは、「死産児」の場合、つまり、最初から子が死亡して生まれ（分離され）たときと、生きて生まれましたが出生の届出前に子が死亡したときをさす。この第79条の1第一項によると、子が民事的に出生し、その後死亡したと認定されるためには、子が「生存可能性」あるときに生きて生まれたことを証明する「医師の診断書 (le certificat médical)」が先立っていなければならない。またその第二項では、この「医師の診断書」がないときに「生命のない子どもの証明書」を作成するとしている。なお、同年に先の1806年の政令を廃止し子の死体の提示義務を完全になくす法律も定められた⁹⁾。これらに基づき、同1993年、保健省は「生存可能性」について、妊娠22週以降もしくは児体重500g以上のいずれかの閾値を満たすこととするWHOの定義に準拠するよう医師へ勧告する通達を出した¹⁰⁾。これによれば、従来「生存可能性」については、1874年の「生存可能性」の定義のほか、医学上の暗黙の了解として、新生児側の「不測の奇形」や「主要臓器・器官の欠如」も判断の根拠にされてきたという。しかし近年の新生児

医療の発達を鑑み、蘇生を必要とする新生児への対応に関連して、「生存可能性」についてはWHOが示した国際標準である22週もしくは500gという数量的な基準を採用する流れにあった (Tuffert, 2004)。しかしながら、この通達の本来の目的は、「出生について〈生存可能性〉の基準を明確にするとともに、わずかな〈生命の兆候 (signes de vie)〉を示す、妊娠期間 (在胎期間) の短い新生児の民事届出を避けるためであり、他方で、新生児死亡率の疫学的分析について一貫性のあるデータを与えるためである」(1993年7月22日の通達第50号: Circulaire n°50 du 22 juillet 1993)¹⁰⁾とされている。「生存可能性」の基準に満たない「子ども」に法人格を与えるわけにはいかないというのが、国家の人格概念といえる。なお「生命の兆候」とは、医学的に観察できる「反射的でわずかな呼吸器の運動あるいは四肢のかすかな動き」をさす (Dumoulin, 2008)。

2001年、法務・内務連帯省は、「死産児」にかんする、民事身分吏による「生命のない子どもの証明書」の作成にあたり、「生存可能性」についてWHOの「完全な基準」に従うよう確認する通達を出した¹¹⁾。この法務・内務連帯省の通達は、「生存可能性」にかんし、「より保護的でより科学的に採用された基準 (すなわちWHO基準) は、(……) 死産児の民事登録 (死亡登録) について、妊娠期間180日の基準に代わる資格をもつ」としている。そして、「生命のない子どもの証明書」の作成対象を、民法典第79条の1第二項に規定されている「医師の診断書のないとき」、すなわち医師が子の出生を証明する診断書を出さなかったときとすること

8) この条項は、民法典第1編「人」第2章「民事身分証明書」第4節「死亡証明書」へ挿入された。

9) 「1993年1月8日の法律第93-22号 (La loi n°93-22 du 8 janvier 1993)」。

10) 「民事身分における死亡新生児の表明にかんする1993年7月22日の通達第50号」(Circulaire n°50 du 22 juillet 1993 relative à la déclaration des nouveau-nés décédés à l'état civil)。

11) 「出生表明の前に死亡した子どもの民事身分登録および遺体の引き受けにかんする2001年11月30日の通達第2001-576号」(Circulaire n°2001-576 du 30 novembre 2001 relatif à l'enregistrement à l'état civil et à la prise en charge des corps des enfants décédés avant la déclaration de naissance)。

表3 民事上の「生存可能性」と「生命のない子どもの証明書」の対象

2001年法務・内務連帯省通達	22週or500g
(理論上可)「生きて生まれた子ども」←	→死んで生まれた子ども
2004年オルドナンス	
—	→死んで生まれた子ども
2008年判決以降	
←「生きて生まれた子ども」←	→死んで生まれた子ども

を確認し、2001年の通達は具体的にそれを「生存可能性ないときに生きて生まれた子ども (l'enfant est né vivant mais non viable)」のとき、あるいは「妊娠22週以降か体重500g以上で死んで生まれた子ども (l'enfant est mort-né après un terme de vingh-deux semaines d'aménorrhée ou ayant un poids de 500 grammes)」のときと明確に二分した。(表3参照)。つまり、「医師の診断書」が作成されない場合を、22週以降にも500g以上にも該当しないときに生きて生まれた子どもと、22週か500gに該当するときに死んで生まれ(分離され)た子どもとに区分し、それぞれの場合に「生命のない子どもの証明書」の作成が可能であるとしたのである。理論上は、母胎外への分離時点での生死を問わず、流産児も本証明書の作成対象とすることが可能となった。

最終的に2004年のオルドナンス(行政府への委任立法)が、「生命のない子どもの証明書」の発行に基づく「死産児」の民事届出(死亡登録)にかんしてもWHOの「生存可能性」の基準を導入し、死亡登録簿に必ず登録されなければならない場合を「生存可能性あるときに死んで生まれた子ども」すなわち22週以降か500g以上に該当するときに死んで分離された子どもと限定した¹²⁾。これによって、流産児への「生命のない子どもの証明書」の作成を法的に不可

能とした。

ここまで、「生命のない子どもの証明書」の運用にあたり、フランス政府がWHOの「生存可能性」を認め、それを医学および民事に導入していく過程を概略的に述べてきた。「生命のない子ども」とは、民事的に出生しない子どもすなわち「死産児」をさし、それには、最初から死んでいる子どものほか、生きて生まれはしたがそのまま死亡した子どもが含まれることも述べた。次はこうした「死産児」をめぐる、子の死亡届出について規定している民法典第79条の1と「生存可能性」の関係を整理する。というのも、この第79条の1は、民事身分吏による「生命のない子どもの証明書」の作成において、「生存可能性」の基準を用いることについて実はいかなる規定もしていないのである。それにもかかわらず、これまでその作成に「生存可能性」の基準が用いられてきたのはなぜなのか。

2 民法典第79条の1と「生命のない子どもの証明書」

1993年に制定された民法典第79条の1は、死亡した子の民事身分について、全二項にわたり以下のことを規定している。なお、フランスは、子の出生証明書および死亡証明書の発行を医師ではなく民事身分吏が行う。

第一項

出生した子の民事身分の届出をする前にその子が死亡したとき、民事身分吏は、子

12) 「民事身分についての2004年4月28日のオルドナンス」(Ordonnance sur l'état civil du 28 avril 2004)。

表4 民事における出生および死亡届出の条件

	生きて生まれた子	生きて生まれ、民事届出後に死亡した子
民事身分登録	Acte de naissance 出生証明書 (art.55 Code civil)	Acte de naissance 出生証明書 Acte de deces 死亡証明書 (art.79-1 Code civil)
本証明書要請	○ (義務)	○ (義務)

表5 民事における「死産児」の届出の条件 (2004年以降)

	生存可能性がないとき < 22週 and < 500g	生存可能性にあるとき ≥ 22週 or ≥ 500g
民事身分登録 (死亡登録簿)	---	Acte d'enfant sans vie 「生命のない子どもの証明書」 (art.79-1 Code civil)
本証明書要請	×	○ (義務)

表6 民事における「死産児」の届出の条件 (2008年以降)

	生存可能性がないとき < 22週 and < 500g	生存可能性にあるとき ≥ 22週 or ≥ 500g
民事身分登録 (死亡登録簿)	Acte d'enfant sans vie 「生命のない子どもの証明書」 (art.79-1 Code civil)	
本証明書要請	○ (任意)	○ (義務)

どもが生きてかつ生存可能性あって生まれたことを示し、その出生と死亡の日時を明確にする医師の診断書に基づき、出生証明書および死亡証明書を作成する。

第二項

前項に定められた医師の診断書のないとき、民事身分吏は生命のない子どもの証明書を作成する。この証明書は、子の死亡日について死亡登録簿に登録される。この証明書には、もし届出が行われるのであれば、分娩日時および場所、両親の氏名、生年月日、出身地、職業および住所なども記載される。作成された証明書は子が生きていたかどうかを知ることが予断するものではなく、すべての当事者は、問題について裁定を下すために大審裁判所（地裁民事部）へ提訴しうる。

第一項によれば、親が、出生した子の民事身

分の届出 (la déclaration de l'état civil) をする前にその子が死亡したとき、その親が民事身分吏へ「医師の診断書」を提出することによって初めて、子の出生証明書 (l'acte de naissance) および死亡証明書 (l'acte de décès) が作成される。これらの申請は親の義務であり、これをもって子の公式な出生および死亡の届出がなされ、子に民事身分が付与される。その子は、法人格・権利・(法的)親子関係・姓名をもつことが可能となり、葬儀はもちろん、相続や社会保障（出産休暇・母および父の育児休暇）にかんして影響を与えうる（表4、7および8参照）。

ところが、第二項によれば、子が死亡して生まれ（分離され）た場合「医師の診断書」は作成されず、よってその子は出生も死亡も届出されえない。これには流早産にてただちに死亡した場合も含まれうる。こうした場合すなわち「医師の診断書がないとき」に、親は「生命のない

子どもの証明書」を要請でき、民事身分吏がそれを発行する。これにより、死亡登録簿 (les registres de décès) へ子の死亡日が登録される。さらに、家族手帳 (livret de famille)¹³⁾ の死亡欄にのみ、子の名を記載することが許される。しかし、子は名前を与えられるだけであり、法人格・権利・(法的)親子関係・姓は与えられない。一方で、その子の親は、子への法人格の付与による利益を除き、出生証明書および死亡証明書の発行を受けた場合とほぼ同等の権利・義務および社会保障を要請することが可能となる。たとえば、遺体の引き渡し要求をはじめ公的補助による葬儀や医療費の返還および父母の休暇などである。(表5, 7 および 8 参照)。

先述したように、2004年のオルドナンス以降、「生存可能性あるときに死んで生まれた子ども」すなわち22週以降もしくは500g以上という基準を満たしながらも死んだ状態で生まれ(分離

され) た場合のみが、「死産児」として民事届出の義務がある対象と規定された。これにたいし、「生存可能性ないときに生きて生まれた子ども」すなわち22週にも500gにも満たない状態で生きて生まれた子どもの場合には、「死産児」として届出する義務がない。たとえば「生存可能性」に極めて近いときに生きて生まれたのち死亡した子どもを、医師たちは「流産児」として扱う。こうした子どもは、出生届の期限¹⁴⁾である生後3日以内に出生届をしないまま死亡したものとして扱われる。というのも、子は「生存可能性あるときに」生きて生まれていないため、医師は民法典第79条の1の第一項にある「医師の診断書」を出せない。よって、届出対象が、「生存可能性ないときに生きて生まれた子ども」であり、生命のない子どもの証明書の発行対象である」という判断は、各状況において、事実上、申請を受けた各自治体の民事身分吏に任さ

表7 民法上および刑法上の権利・義務

	証明書なし	生命のない子どもの証明書	出生証明書および死亡証明書
法人格	×	×	○
(法的) 家族関係・贈与・相続	×	×	○
遺体の移送 (往復)	規制なし	規制なし	規制あり・24h以内
死体解剖の両親による許可	○ 規制なし	○ 規制なし	○ (義務) 規制あり
家族手帳への登録	×	○ (任意) 名のみ死亡欄へ	○ (義務) 氏名を出生および死亡欄へ
民事身分への登録	×	○ (22週以降は義務, それ未満は任意) 死亡登録	○ (義務) 出生と死亡登録
子への名の付与	×	○ (任意)	○ (義務)
自治体埋葬許可	×	○	○
葬儀 (火葬・土葬)	○ (例外的)	○ (任意)	○ (義務)

13) 家族手帳は1877年に創設され、家族の出産、死亡、婚姻など民事身分上の事項を記載する。婚姻した男女のカップルにたいし民事身分吏より交付される。なお、婚姻前の出産であってもそれに続く婚姻があれば等しく交付される。また、夫婦間の養子縁組においても交付される。

14) 民法典第1編第2章第1節「出生証明書」第1款「出生届」に第55条として挿入されている。

表8 社会法上の権利

	証明書なし	生命のない子どもの証明書	出生証明書および死亡証明書
社会保障償還	△ 疾病リスク対象 75%	○ 妊娠・出産リスク対象 100%	○ 妊娠・出産リスク対象 100%
母性休暇 (出産・育児休暇)	△ 疾病休暇 課税	○ 母性休暇 非課税	○ 母性休暇 非課税
追加休暇(第3子以降)	×	○	○
退職中の均等手当	×	○ 会計課の状況による*	○
父性休暇(育児休暇)	×	○	○

※表7および表8は、R. Frydman et F-T. Mouriél (1997: 138) およびM. Dommergues et al (2003: 478-479) を参照した。

* la caisse nationale d'assurance maladie : 疾病保険国家公庫 (会計課)

れていたわけである。「生存可能性ないときに生きて生まれた子ども」の多くは流産児をさすが、そもそも、これまで流産児を民事身分吏へ申告するという共通理解は社会にはほとんどなかった。したがって、これまで「生存可能性ないときに生きて生まれた子ども」には、いかなる証明書も発行されてこなかったのである (Moutel, 2008a ; 2008年2月7日付ル・モンド誌 : *Le Monde*, le 7 Février 2008^{c)} ; 2008年8月23日付ヌーヴェルオブセルヴァトゥール誌 : *Nouvel Observateur*, le 23 Août 2008^{d)})。

ここで、「医師の診断書のないとき」にかんする、1993年の民法典第79条の1と2001年の法務・内務連帯省の通達との間の解釈の違いを指摘しておきたい。民法典第79条の1第二項のさす「医師の診断書のないとき」とは、同条第一項にあたらぬ場合、つまり「子どもが生きてかつ生存可能性あって生まれた」のではないことを意味する。これにたいし、2001年の法務・内務連帯省の通達では、「医師の診断書のないとき」について、具体的に「生存可能性ないときに生きて生まれた子ども」および「妊娠22週以降か体重500g以上で死んで生まれた子ども」のときとされた。このことは、「生存可能性」の閾値の採用を廃棄した、2008年破棄院判決に

おいて重要な論点となった。以下問題とするのは、「生存可能性ないときに生きて生まれた子ども」である。具体的には、22週および500gの双方とも満たさない流産児、とりわけ「生きていても死んでいるともつかなかった子ども」の民事的処遇の仕方についてである。次は、2008年の破棄院が、このことについていかように決議したのかを述べる。

3 2008年2月6日の破棄院判決

フランスは「生存可能性」について、1993年にWHO基準を採用し、2001年からその基準を「生命のない子どもの証明書」の作成に導入してきた。これにたいし、2008年2月6日の破棄院判決は、「生存可能性」を満たさない流産児の民事身分をめぐる、類似する三件の上訴を取りまとめて審議したものである。具体的には、妊娠18週から21週のうちに児体重150g, 286g および400gで、生命なく(「生きて」ではなく「死んで」でもない) 生まれたのち「生命の兆候」を消した胎児たちにどんな民事身分を与えうるのかが争われた。こうした流産児が「生存可能性ないときに生きて生まれた子ども」であるか否かが問われたのである。この三組の親は、子

にたいする「生命のない子どもの証明書」の作成を要求していた。裁判の展開の詳細を論述することは他稿に譲り、以下、その概略を述べる(表2参照)。

まず、2003年12月9日に、アヴィニョン市の大審裁判所は、三件の訴訟を取りまとめて、「生きることを正当に期待しうるような発達段階——今日的科学データ(すなわちWHO基準)を考慮する——に達する人間(être humain)を女性が生んだときだけにしか、子どもの出産はない」ことを取り上げ、両親らの要求をそれぞれ却下した(Trapero, 2008)。次に、2005年5月17日、ニーム市の控訴院(民事第二審裁判所)は、同じくこれら三件の訴訟を取りまとめて、「〈生命のない子どもの証明書〉を作成するには、喪失を嘆くべきであるような存在の属性で識別しなければならず、科学データの現状において、子どもとして認知されうる十分な発達段階——法令として発布することはできないが、その消滅前の胎児によって示された独立した生命の期待は証明されるべきであるもの——、(および)民事身分吏が取り上げて当然であるWHOによって定義された生存可能性の閾値(……)にこの場合は達していなかった」という理由で同じく却下した(2008年2月6日破棄院判決第128, 129, 130号: Arrêts n° 128, 129, 130 cass. 2008³⁾; Trapero, 2008)。この一審、二審ともに、WHOあるいは2001年の通達の明示した「生存可能性」の基準、すなわち22週もしくは500gに達しているか否かという基準にもとづいて審判されたわけである。これにたいして、2008年の破棄院判決は、「民法典第79条の1の第二項が、生命のない子どもの証明書の作成を児体重にも妊娠期間にも従わせていないのに、控訴院が(その作成に)これら条件の法文を予見せず加えたことは違反であった、よって(控訴院判決を)破棄および無効とする」(2008年2月6日破棄院判決第128, 129, 130号:

Arrêts n° 128, 129, 130 cass. 2008)³⁾というものであった。加えて本判決にかんする破棄院の公式表明では、「民法典第79条の1は、生命のない子どもの証明書の作成を児体重にも妊娠期間にも従わせておらず、分娩に続いて生命なく生まれたすべての胎児は、民事身分の死亡登録簿に登録されうる」(Communiqué cass. 2008)と明示した¹⁵⁾。そして、本件の胎児たちが生きて生まれたか死んで生まれたか、そして「生存可能性」にあったか否かを不問にし、三件ともに等しく、民法典第79条の1第二項のさす「医師の診断書のないとき」を文言通りに解釈および適用することで終結させた。

このように2008年の破棄院判決は、2001年の通達と言及した「医師の診断書のないとき」の対象、すなわち「生存可能性にないときに生きて生まれた子ども」あるいは「妊娠22週以降か体重500g以上で死んで生まれた子ども」か否かをまったく考慮しなかったのである。

この判決以降、「生命のない子どもの証明書」の作成において、2001年の通達を示した「生存可能性」の閾値を判断基準とすることは完全になくなった。そして、どんな場合に「生命のない子どもの証明書」を作成するかについて、2008年8月にあらたな政令¹⁶⁾が出された。それによれば、母側の「出産」の事実を証明するための、医師もしくは助産婦による「分娩の証明書(le certificat médical d'accouchement)」が、民事身分吏による「生命のない子どもの証明書」の作成に先立って書かれなければならなくなった。民法典第79条の1が、これまで「出産」の事実を明らかにする仕方について何もふ

15) 「2008年2月6日第一民事部の三判決にかんする公式表明」(Communiqué relatif aux arrêts 06-16.498, 06-16.499 et 06-16.500 du 6 février 2008 de la première chambre civile)。破棄院広報課。

16) 「民法典第79条の1の第二項の適応にかんする2008年8月20日の政令第2008-800号」(Décret n° 2008-800 du 20 août relatif à l'application du second alinéa de l'article 79-1 du code civil)。

れていなかったためである。なお、「分娩の証明書」は、民法典に規定されているところの「出生証明書」でも「医師の診断書」でもない。

何をもって「出産」とするかを法的に定義したものはない。しかし先の2008年8月の政令によれば、医師もしくは助産婦による「分娩の証明書」の作成において、医師や助産婦の立ち会いのものと「出産」であったことを条件としている。よって、「分娩の証明書」の作成は医療者の裁量によることになる。言い換えれば、破棄院は、民事身分吏による「生命のない子どもの証明書」の作成に先立ち、その対象が分娩によるものであるか否か、またそれに続く「生命のない子ども」であるか否かの判断を個々人の医療者に丸投げしたことになる。このように、「生命のない子どもの証明書」の作成に「生存可能性」の閾値を判断基準としなくなったことが、どんな影響を及ぼすと危惧されているのだろうか。

4 「中絶の権利」、「胎児の地位」および「医療廃棄物」をめぐるそれぞれの混乱

2008年の破棄院判決後、「生命のない子どもの証明書」をめぐる、医学、法学および社会においてさまざまな見解が提示されている。とりわけ、「中絶の権利」、「胎児の地位」および「医療廃棄物」の取り扱いにかんしてそれぞれに混乱が生じることが危惧されている。というのも、医学上は現在でも「生存可能性」の境界によって流産と早産の区分がなされているが、民事における「生命のない子どもの証明書」では「生存可能性」という概念が採用されなくなったため流産と早産の区分がなくなり、理論的には胚と胎児が同列に置かれることになったからである。

本裁判の調査判事であったTraperoは、民法典第79条の1が「生命のない子どもの証明書」の作成にかんし、「医師の診断書のないとき」

という唯一の条件以外に民事身分吏へ判断の余地を残してはいないことを指摘している。しかしTraperoは、「生命のない子どもの証明書」の作成にあたり、「もしかなる閾値も定義されないならば、すべての妊娠中絶は民事身分へ届出されなければならないことを意味するであろう、そこには人工妊娠中絶にかんする法律や女性およびカップルの私生活の内面を侵害することはないのか」(Trapero, 2008)、また、「生まれるはずの子どもへの尊重——我々が確認する、絶対的ではないそれ——は、(……) すべての場合において生命のない子どもの証明書の作成をもたらすのか」(Trapero, 2008)と問うている。つまり2008年の破棄院判決以降、「生命のない子どもの証明書」について、民事身分吏へ届出しなければならない子どもと届出なくてもよい子どもとの境界すなわち「生存可能性」の基準がなくなった以上、すべての「死産児」において一貫した民事的処遇が求められることにならないかをTranpereroは危惧しているのである。「死産児」には、胚はもちろん、流産児や中絶胎児も含まれうることになったため、このことが、かつてすべての「出産」に届出が課されていた時代に戻ったことを意味するのであれば、1975年に確立したはずの「中絶の権利」を脅かすとの解釈は可能であろう。

一方で臨床医たちは、本判決について次のように述べている。小児科医師であるMoutel¹⁷⁾は、「この決議の賛成者は、(胎児や胚の身分にかんする) 象徴的変化(すなわち非科学的な変化)によって、同じ状態をすべての胎児に付与しながら、そしてそれらの民事身分への登録を認めながら、胎児や胚を人格の身分と同列に置かせうるのであろう」(Moutel, 2008a)としている。さらに、今日の妊婦について、「早期のエ

17) パリ第V大学医学部医療倫理・法医学研究所助教授。フランス・フランス語圏医療倫理学会(Sffem: Société française et francophone d'éthique médicale) 事務総長。

コグラフィによって〈まだ本当の子どもではない〉胎児を見ることができ、その〈象徴的な擬人化 (personnification symbolique)〉に行き着いている」(Moutel, 2008a)とも述べている。たいして、産科婦人科医であるNisand¹⁸⁾は、「早期の子どもの喪失に直面する多くの家族によって期待されていたこの決議は、複雑な胚と胎児の法的身分を修正することなしに、親たちへ権利を返した」(Nisand, 2008)と評価している。ここでは、胚と胎児もしくは胎児と〈人〉との混同が、「潜在的な人 (personne humaine potentielle)」としての胚および胎児の地位をゆるがすという見解と、あくまでも胚や胎児の地位に変化はなく、親にとっての子どもとはその生物学的発達段階や「生存可能性」など無関係であるという見解とを読み取ることができる。はたして「本当の子ども」とはいかなる子どもをさすというのか。民法上では、母胎外へ生きて生まれ、民事的手続きを踏まれた子どもだけが「本当の子ども」であったとしても、胎児や胚すなわち「潜在的な人」は、その存在を法学や医学に定義されるまでもなく、少なくとも親にとってはすでに「子ども」である。それゆえ、親はそもそもその子を産むか否か、すなわち妊娠を継続するか否かを迷うのであり、産むと決めた時点からは「親子」として母子保健の対象となっていくことを受け入れるのである。なお、フランス医学アカデミーは2002年に、「出生前の存在 (être prénatal)」とも呼ばれる胚や胎児について、「尊重、治療および配慮を受けるに値する患者である」(Sureau, 2005)と明言している。つまり、「本当の子ども」ではない、言い換えれば「本当の人」ではない存在を、医療の対象とすることによって擬人化してきたのはむしろ医学の領域からであるといえる。

他方ではまた、医療施設での胚や流産児の取

り扱いへの困惑が生じている。一連の保健医療法典第1部における第2編¹⁹⁾と第3編²⁰⁾、1997年の政令²¹⁾および2005年のCCNEの見解第89号²²⁾によれば、胚や流産児すなわち22週未満の胎児の死体は、「医療廃棄物 (déchets hospitaliers)」として焼却処分とされる。それにもかかわらず、本判決後は、胚や流産児が葬儀の対象となる「遺体 (corps)」として扱われることになった。これにかんし、小児科医師のMoutelは、「長い間、歴史的に、流産児や中絶胎児は、〈医療廃棄物〉とみなされてきた。そして、これら人体の構成要素および産物は、その取り扱いを医療チームに一任されてきたのであり、女性やカップルにとっての利益の対象ではなかった」と述べている (Moutel, 2008a, 2008b)。彼はさらに、「死産児」や流産児の病理検査とりわけ人工妊娠中絶胎児のそれにおいて、その死因・病因を究明することは合法化¹⁹⁾されている (Moutel, 2008a)と述べ、今日、「形態学的異常を示す胎児」への病理解剖学への関心は増大の途にありかつその実践は日常的である (Moutel, 2008a)としている。また、法律家であるDupont²³⁾は、「(胎児や胚の)死亡時

19) 保健医療法典第1部「保健医療保護一般」第2編「人体の贈与と利用」第4章「人体の組織・細胞・産物および副産物」第1節「採取および収集」, 第L.1241-5条。

20) 保健医療法典第1部第3編「保健および環境保護」第3章「環境および労働にかんする衛生リスクの予防」第5節「大気汚染と廃棄物」第1款「感染性およびその類似のリスクにおける医療活動の廃棄物」, 第R.1335-1条。第2款「解剖部分の選別」, 第R.1335-9条。

21) 「感染性リスクにたいする医療活動廃棄物と類似の解剖部分のふるい分けにかんし保健医療法典を改正する1997年11月6日の政令第97-1048号」(Décret n°97-1048 du 6 novembre 1997 relatif à l'élimination des déchets d'activités de soins à risques infectieux et assimilés et des pièces anatomiques et modifiant le code de la santé publique)。

22) 「胎児および死産児の死体の保管にかんして——首相への返答」, 2005年9月22日のCCNEの見解第89号。

23) パリ病院群社会福祉施設における法律問題および患者の権利部門局長。

18) ストラスブール大学病院産科婦人科長。

の妊娠期間（在胎期間）がどうであれ、葬儀の権利をなすものとして家族の要求は考慮されるべきなのか」と問うている（Dupont, 2008）。親が希望するのであれば、医師もしくは助産婦は、「分娩に続いて生命なく生まれたすべての胎児」について「分娩の証明書」を書かざるをえないであろう。また、「生命のない子どもの証明書」の適応対象が拡大されたことは、結局、医療者の「医療廃棄物」への権限を弱体化させたことになる。というも、親による「遺体」への権限は強化されたからである。そして、胎児の死体が「医療廃棄物」となることを免れるということは、同時に「研究対象」となることを免れうるということの意味するであろう。これらのことは、親たちの抱く「親子」というベーシックな概念が、医学における流産児や中絶胎児が医療者にとっての「利益の対象」となることへの規制として、これまでの法的小および哲学的な議論よりも優位に立ちつつあることを示唆しないだろうか。

ところで2008年破棄院判決以降も、人工妊娠中絶が、法的にも医学的にもすべての女性あるいはカップルの自由な意思にもとづいて行われるものとされていることは変わらない。IVG²⁴⁾すなわち自発的人工妊娠中絶は、妊娠15週未満であること、そしてIMG²⁵⁾すなわち医学的人工妊娠中絶は、無期限に実施できるがその必要性について二人の医師による証明を要するということが条件である。中絶胎児を「用いの対象」とする親がいるという事実は、女性に複雑な心象をもたらしうることは想像に難くないが、中絶自体についてあらたな規制がかかるものではない。このことは、妊娠7週²⁶⁾までに認められているミフェプリストン（la mifépristone, 経口妊娠中絶薬RU486）使用による医療施設外

での中絶の場合においても同様である。

「生命のない子どもの証明書」の作成に「生存可能性」の閾値が採用されなくなったことにより、胚や流産児も「死産児」として民事登録（死亡登録）されうるわけであるが、「生命のない子どもの証明書」が作成されたからといって、その対象となった胚や胎児に人格や民事身分が付与されるわけではない。2008年破棄院での審議対象となった上訴の原告たちも、流産児であった自分たちの「子ども」に人格付与を求めたわけではけっしてなかった。ここで問われてくるのは、「生命のない子どもの証明書」のもつ機能が、かつて、子の「出生隠滅」の規制および死亡登録の統制という目的から、今日、民事的には存在しない「子ども」とその親との「親子関係」の保障という目的へと移行してきていることである。その背景には、20世紀からの出産の高度医療化とそれともなう母子保健を軸とした社会保障制度の拡張がある。ただし、その社会保障は「生存可能性あるときに死んで生まれた子ども」および民事的に存在したあるいは存在している子どもとその親への保障に尽力されてきたものであった。2008年破棄院判決は、胚や胎児の身分にかんして、伝統的に医学や法学において積み上げてきた「合理的」な取り決めとは別な方向から、「子ども」や「家族」および「親子」という関係性をつくることの可能性をもたらした。これまで母胎から分離された流産児は「医療廃棄物」すなわち〈物〉であったのが、その生死や「生存可能性」を問わず「生命のない子どもの証明書」の発行対象となりうることで、擬似的ではあっても少なからず〈人〉に近づいた。近代家族における「子ども」は医療化によって胚や胎児にまで及び、同時に、大切な我が子あるいは家族の一員という、「子ども」への親の想いや念は医療化と相乗してきた。こうしたことは、結果として「子ども」の価値を一層高めた。つまり、「生命のない子ども

24) IVG; Interruption volontaire de la grossesse.

25) IMG; Interruption médicale de la grossesse.

26) 「ミフェプリストン（RU486）の使用にかんする見解」, 1987年12月16日のCCNEの見解第10号, 報告。

もの証明書」という装置によって、親はこれまで「医療廃棄物」として闇に葬られてきた我が子の存在を現世的に承認させることが可能となったのである。言い換えれば、民法上の「子ども」ではなくとも、個人レベルを超えた公共において、流産児について正当に「親子」や「家族」として証を残すことが可能となったのである。これらのことは、胚や胎児についてのこれまでの「潜在的な人」という概念が実はいかなる一貫性や普遍性をもつこともなく、いかようにも解釈されうるということであらためて明示したといえるのではないか。

おわりに

フランスにおける「生命のない子どもの証明書」は、医学および民事ともに「生存可能性」を境にして22週以降の「死産児」に発行されてきた。ところが2008年破棄院判決によって、民事上の「生存可能性」の閾値の採用がなくなった。かつて、その証明書の発行対象は自然死産が占めていたが、今日、そこには胚や流産児が含まれる。一方で、胎児に人格が与えられることはないにしても、今日、妊娠して最初のエコーグラフィックを受けるときすなわち妊娠10週から12週の間ですでに、両親は視聴覚をとおして胎児を「子ども」として認識および体感している(UNAF, 2008)。親の要望に始まった、「生命のない子どもの証明書」の発行対象の拡大は、今後、医学と民事のせめぎ合いにおいて、「子ども」とは何かをあらためて問い直させるであろう。というのも、医療化によって胎児や胚が限りなく世俗化されてきていることを背景に、胚や胎児が〈人〉に近づいてきていることを破棄院が承認したからである。

「生命のない子どもの証明書」にかんする2008年の破棄院判決は、胚や胎児の取り扱いへの法的および医学的な議論を正面から取りあげ

たことによるものではなく、いわば法の隙間から偶発的に出された判決であった。その判決は、結局、医学や法学とは別の親という当事者の勢力によって、「生存可能性ないときに生きて生まれた子ども」と「生存可能性あるときに死んで生まれた子ども」の境界、そして流産と「出産」の境界をも曖昧にしたといえる。

謝辞

本研究は、立命館大学グローバルCOEプログラム「生存学」創成拠点における、2008年度生存学若手研究者グローバル活動支援助成金の採択を受けて調査研究した成果の一部です。同拠点をはじめ先端総合学術研究科の先生方および院生方、そしてパリ第V大学医学部医療倫理・法医学研究所のChristian Hervé教授に多くの助言をいただきましたことを深謝いたします。

引用文献

- Congregation for the Doctrine of the Faith (1974) *Declaration on Procured Abortion*. Libreria editrice Vaticana. 岩本潤一(訳)(1975)「墮胎に関する教理省の宣言」, カトリック中央協議会。
- Comité Consultative National d'Éthique (1984) Avis n°1 sur les prélèvements de tissus d'embryons et de fœtus humains morts, à des fins thérapeutiques, diagnostiques et scientifiques. <http://www.ccne-ethique.fr> (2010年2月5日)
- Comité Consultative National d'Éthique (1987) Avis n°10 sur l'utilisation de la mifépristone (RU486). <http://www.ccne-ethique.fr> (2010年2月5日)
- Comité Consultative National d'Éthique (2005) Avis n°89, A propos de la conservation des corps des fœtus et enfants mort-nés, Réponse à la saisine du Premier Ministre. <http://www.ccne-ethique.fr> (2010年2月5日)
- Dommergues, M., Aymé, S., Janiaud, P. et Seror, V. (2003) *Diagnostic prénatal: pratiques et enjeux*.

- Paris: Inserm.
- Dumoulin, M. (2008) Des incertitudes initiales très lourdes de conséquences pour les parents comme pour les soignants. *Le Courrier de l'éthique médicale*, 8 (1), 9-11.
- Dupont, M. (2008) Le décès périnatal sous le regard du droit. *Le Courrier de l'éthique médicale*, *Sffem*, 8 (1), 7-9.
- Frydman, R., et Flis-Trèves, M. (1997) *Mourir avant de n'être?*. Paris: Éditions Odile Jacob.
- Guillien, R., et Vincent, J. (1998) *L'exique de terms juridiques*. Paris: Editions Dalloz. 中村絃一・新倉修・今関源成(監訳) *Termes juridiques 研究会(訳)* (2006) 「フランス法律用語辞典」. 三省堂.
- Moutel, G. (2008a) Réflexions sur la question du devenir des fœtus suite à la décision de la Cour de Cassation de février 2008. <http://www.ethique.inserm.fr> (2010年2月5日)
- Moutel, G. (2008b) Le devenir des fœtus et la reconnaissance des demandes des parents: des évolutions à construire autrement que par la loi. *Le Courrier de l'éthique médicale*, *Sffem*, 8 (1), 14-16.
- Nisand, I. (2008) Dire ce qu'est le fœtus et quels sont ses droits: la dangereuse confusion des genres. *Le Courrier de l'éthique médicale*, *Sffem*, 8 (1), 13.
- 棚島次郎・小門穂 (2005) フランスにおける先端医療技術管理体制の再整備——生命倫理関連法体系2004年改正の分析. *Studies 生命・人間・社会*. 科学技術文明研究所, 8, 1-89.
- 棚島次郎・光石忠敬・栗原千絵子 (2005) 先端医療技術に対する公的規制のあり方——フランス生命倫理法2004年改正の学ぶ. *法学セミナー*, 50(609), 75-79.
- Sureau, C. (2005) *Son nom est personne*. Paris: Albin Michel.
- Trapero (2008) Rapport de Mme Trapero, conseiller rapporteur, Acte d'enfant sans vie- refus de dresser l'acte - condition d'établissement- respect de l'être humain-. <http://www.courdecassation.fr> (2010年2月5日)
- Truffer, P. (2004) Grande prématurité: éléments du pronostic. *Médecine thérapeutique / Pédiatrie*, 7 (4), 233-237.
- UNAF (2008) Acte d'enfants sans vie. <http://www.unaf.fr> (2010年2月5日)
- a) *Libération*, le 27 Février 2008, Le fœtus fait cassation.
- b) *Le Monde*, le 23 Février 2008, Ne confondons pas l'embryon, le fœtus et l'enfant.
- c) *Le Monde*, le 7 Février 2008, Une décision de la Cour de cassation relance le débat sur le statut des "enfant nés sans vie".
- d) *Nouvel Observateur*, le 23 Août 2008, Les fœtus nés sans vie auront droit à un état civil.

(2010. 2. 26 受稿) (2010. 4. 21 受理)